

第68回品質保証検討会 議事録 (案)

1. 開催日時：2024年5月17日（金）13時30分～15時30分
2. 開催場所：Web会議
3. 出席者：（敬称略，順不同）
出席委員：西田主査(東京電力HD)，竹田副主査(関西電力)，上田(三菱重工業)，
中村(東芝エネルギーシステムズ)，杉村(日立GEニュークリア・エナジー)，永尾(三菱電機)，
新田(富士電機)，奈良(北海道電力)，大西(四国電力)，
河内(東北電力)，鈴木直(中部電力)，
梶谷(日本原子力発電)，長谷川(電源開発)，
服部(三菱原子燃料)，木村(日本原燃)，
柿木(原子燃料工業)，鈴木勇(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)，
薄井(日本原子力研究開発機構)，田上(原子力安全推進協会)，
鈴木哲(元中部電力) (計 20名)
代理出席者：杉山(東京電力HD，小園委員代理)，八木(IHI，岡部委員代理) (計 2名)
(小計22名)
常時参加者：植田(東芝エネルギーシステムズ)，植本(原子燃料工業)，首藤(元電源開発)，
秋吉(原子力安全推進協会)，田島(原燃輸送)，早瀬(電力中央研究所)，
中野(東芝エネルギーシステムズ)，池田(富士電機)*1 (計 8名)
欠席委員：神田(中国電力)，船津(九州電力)，道下(北陸電力)，中條(リサイクル燃料貯蔵)
(計 4名)
オブザーバ：なし (計 0名)
説明者：小谷(三菱重工業)，直井(日本電気協会) (計 2名)
事務局：浅見，上野(日本電気協会) (計 2名)
(出席者合計34名)

*1：議題(1)より常時参加者として出席。

4. 配付資料

資料No.68(1)1	原子力規格委員会 品質保証分科会 品質保証検討会 名簿
資料No.68(1)2	JEAC4111改定検討WG 体制表
資料No.68(1)3	第68回品質保証検討会 出欠表
資料No.68(2)1	第67回品質保証検討会 議事録 (案)
資料No.68(3)1	第67回品質保証検討会以降の状況報告
資料No.68(3)参考1	原子力関連学協会規格類協議会 幹事会 議事概要

- 資料No.68(3)参考2 JEAC4111-2021理解促進活動の2023年度実績と2024年度計画（案）
の書面審議に関する書面審議の結果について（品質保証検討会
No.67-審1）
- 資料No.68(3)参考3 第63回品質保証分科会議事録(案)
- 資料No.68(3)参考4 第74回原子力関連学協会規格類協議会議事録(案)
- 資料No.68(3)参考5 第81回基本方針策定タスク議事録(案)
- 資料No.68(3)参考6 第89回原子力規格委員会議事録(案)
- 資料No.68(4)1 2023 年度 JEAC4111 講習会の実施結果について(報告)（案）
- 資料No.68(4)2 JEAC 4111講習会等 2023年度実績と2024年度計画
- 資料No.68(4)参考1 2023年度実務コースアンケート結果
- 資料No.68(4)参考2 2023年度JEAC4111実務コース理解度テスト結果
- 資料No.68(4)参考3 2023年度JEAC4111実務コースアクセス結果
- 資料No.68(5)1 技術資料作成要領（案）
- 資料No.68(5)2 品管規則・解釈とJEAC4111-2021 の関係（技術資料記載案）
- 資料No.68(5)3 JEAC4111-2021 新旧比較表（技術資料1~3章案）
- 資料No.68(5)参考1 上程版「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」（JEAC
4111-20XX）概要説明
- 資料No.68(5)参考2 「JEAC 4111-2021原子力安全のためのマネジメントシステム規程」
実務コース講習会 総括
- 資料No.68(5)参考3 技術継承資料

5. 議 事

事務局から、Web 会議における注意事項説明の後、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認後、西田主査の開催挨拶があり、その後議事が進められた。

- (1) 名簿の確認，委員の変更，常時参加者の追加，代理出席者，常時参加者，委員定足数，
配付資料の確認

事務局より、本日の代理出席者は2名であり、分科会規約第13条（検討会）第7項に基づき主査の承認を得た。その後、資料No.68(1)1に基づき、新委員候補2名の紹介が有り、新委員候補については、分科会規約第13条(検討会)第4項に基づき、次回の品質保証分科会で承認予定であるとの説明があった。その後説明者2名の紹介があった。本日の委員の出席者数は代理出席者も含めて現時点で22名であり、分科会規約第13条（検討会）第15項での議案決議に必要な出席数（委員の3分の2以上）を満たしていることが確認された。その後常時参加希望者1名の紹介が有り、分科会規約第13条(検討会)第8項に基づき、常時参加者として承認するかについて、分科会規約第13条(検討会)第15項に基づきWebの挙手機能により決議の結

果、出席委員の5分の4以上の賛成により承認された。

(2) 前回議事録の確認

事務局より資料No.68(2) 1に基づき、前回議事録の紹介があった。正式議事録にすることについて、分科会規約第13条（検討会）第15項に基づき、Webの挙手機能にて決議の結果、出席委員の5分の4以上の賛成で承認された。

(3) 第67回品質保証検討会以降の状況報告

事務局より資料No.68(3) シリーズに基づき、第67回品質保証検討会以降の状況について報告があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 1つ目は品質保証分科会でも状況認識をして欲しいと考える。2つ目は規格類の体系化において、三学協会で振り分けて民間規格を作成しているが、JEAC4111は管理規定であり、全ての規格類の傘になるものであり、体系化によって我々の位置付けも再認識できると思っている。3つ目は原子力規制庁の職員も出席しているということで、次回の品質保証分科会でも話が出ると思うが、元々は原子力規制庁も委員として品質保証検討会に出席していたが、福島第一原子力発電所の事故以降は委員ではないということで、常時参加者として出席することになった。これにより発言の位置付けが変わったということと、規格委員会以下の各会議体は委員のコンセンサス形成の場であるが、NRAの関与の仕方によっては、適正手続きとして問題となる部分が有る。これについては検討会でこの様な意見があったということで、分科会に上げて欲しいと考える。
- 事務局だが、原子力規制庁の職員がよく言っているのは、規制庁の意見ではなく一個人の意見であるとのこと。これは、規格の事前審査という形にはしたくないということで、決定権を持たない常時参加者という立ち位置で意見のみを言うことになっていると考える。他の分科会、検討会などの中には、原子力規制庁がオブザーバとして出席している場合もある。規約上、オブザーバ出席であると色々と制約が出てくるので、何とか常時参加者として出席して欲しいというお願いはしているが、なかなか難しいという話を聞いている。原子力規制庁の話だと、技術評価をする規格については、上長の承認を得て、常時参加者として出席しているということであった。
- ・ 原子力規制庁の職員が会議で言っていることを聞いていると、言いたいことは言うが、責任は持たないと言っている様に聞こえる。
- 事務局だが、それは原子力規制庁の意見ではないということである。
- ・ 言いたいことを言うのであれば、それでも良いかもしれないが、原子力規制庁の職員が、コンセンサス・コミッティーに対して意見を言うということは、意思決定に少なくとも影響しているのでは、その辺りについては割り切れない所がある。

- 事務局だが、それについては分かるが、技術評価をする時に原子力規制庁が対象規格について全く知らない状態から始めると、余計な時間が更に掛かってしまうので、このような規格を作成しているということについて、勉強を兼ねて出席しているというのが、原子力規制庁の言い分であり、その様にご理解下さいということである。
- ・ 事前審査というのにはあり得なくて、規格の冒頭のお断り（免責事項）の所を見てもらうと分かるが、原子力規格委員会に原子力規制庁職員が出席していても、エンドースとは関係ないということが書かれている。仮に原子力規制庁職員が委員として出席していても、原子力規制庁として内容を承認しているわけではないということであり、元々はASMEの規約をベースに作成してあるのでそうなっている。委員として出席したとしても、その委員が了承したからといって、エンドースされる訳ではない。
 - ・ 今の意見等については、検討会だけではなく、三学協会全体で認識を深めていくことであると考える。分科会への状況の報告については了解した。

(4) 2023年度実務コース講習会の結果（報告）について

杉村委員より資料No.68(4) シリーズに基づき、2023年度実務コース講習会の結果について報告があった。（資料No.68(4) 1の3. 2022年度は2023年度の誤記、分科会上程時に修正する旨説明あり）

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 実務コース講習会については、従前のように実施時期を秋に戻そうと考えている。実務コース、専門コースの講習会セットを年度内に実施するように廻そうとすると、実務コースは秋、専門コースを年末から1月に実施するようにしたい。実施準備に関して開催時期から逆算していくと6月頃から普及促進チームの活動を活性化していく必要が有るかと思うので、担当委員の協力をお願いする。
 - ・ 実務コース講習会資料に関しては、幾つか修正しないといけない所があり、普及促進チームからコメントが出ており、各所で修正していると思うが、メンバーの負担を考慮して、なるべく修正をしないということで考えていた。修正する部分はそんなに多くはないが、パワーポイントを修正する箇所については、基本的に撮影のし直しとなり、講師役の特定メンバーの負担が多くなるが、話す内容とか、パワーポイントの中身については、そんなに変わらないと思う。今後は講師役を持ち回りで実施して、特定のメンバーの負担とならない様をお願いしたいと考える。
- 了解した。その様に進めて行きたいと考える。
- ・ 普及促進チームでも、何処まで出来るか検討して進めて行きたいと考える。
 - ・ 資料No.68(4)1であるが、「3.2022 年度実務コースのアンケート結果(講演会内容について)」において、文章では8割以上の方から評価を頂いているということであるが、右側のグラフを見ると79%となっている。

- それについては8割程度にすることと表現を考える。
- ・ 講習会のまとめは分科会に上程するというので、決議事項ではないのか。
- 議題(6)でまとめて決議をしたいと考えている。
- ・ 2024年度の講習の計画の中で、実務コース、専門コース、ワークショップの3つとなるが、実務コースについては、作業会等を担当し理解をしたが、専門コース及びワークショップについては、今後どの様な方向性になっていくのかということ、今後の講習会について6月頃から準備を進めていくという話があったが、大卒の決定をどの様なメンバーで実施するのかについて教えて欲しい。
- 最初の質問について、専門コース及びワークショップであるが、ワークショップについては普及促進チームとは別のワークショップ検討タスクがあり、そちらの方で開催時期、テーマ、内容を検討するので、別途方針が出ると考えている。専門コースについては、しばらく開催していなかったが、従来のように集合形式とし、受講者同士でチームを作り作業を実施し、各班で報告するような形式の講習会を進める様なイメージでいる。ただし、そのような方式を進めるのかということに関しては、まだ決まっておらず、講習会のテーマも新検査制度になってから求められていることとか、要件などについて検討しながら進めようとしているところである。2つ目の実務コースをどの様に進めて行くのかということについては、各章毎のリーダーをベースに集まり方針を決めたいと思っている。
- ・ 普及促進チームで調整すると考えるが、実務コースの修正の可否と、専門コースのことも次回の会合で検討するのか。
- できたら実施したいと考えている。

(5) 技術資料について

西田主査より資料No.68(5) シリーズに基づき、技術資料について説明があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 毎回検討会に出席している人はすぐに作業に掛かれると思うが、新規に委員として参加した方に対して若干補足すると、なぜ技術資料が必要になるかということ、過去のJEAG4121を見て頂くと分かるが、教科書的なこととか、なぜこのようにしたのかというホワイトペーパー的なものを記載していた。JEAC4111に一本化した今回の規格改定では、「規格はこうあるべきである」という常識的なことに沿って記載を組み立ててきたので、規格未満の教科書的及びホワイトペーパー的な部分は十分に書かれていない。一方、手引きを見てもらうと分かるが、階層構造からすると規程、指針が有り、その下に技術資料等が有る階層構造になっている。今般作成しようとしているものは、原子力規格委員会の規約で定められた正式なものであるが、規格未満のものであるということである。資料No.68(5)参考2は講習会の総括で説明したものであるが、28頁、29頁に本質的な構図

を示してあり、作業を行う委員はこれを読んでから作業をした方が良いかと思う。品管規則とJEAC4111の関係を示してあるが、これで忘れてはならないのは「ゴール」である。共通の目的として書いてあり、ここだけは忘れないで欲しいと考える。29頁には準備中の技術資料の例が有るが、この中において、追加21項目が中心でよいのかという意見はあるかと思うが、これはオプションの一つであると考え。

- ・ 資料No.68(5)参考2は今説明があったように、3月の講習会で示した資料であり、特に追加21項目を中心にと言ったのは、若干規制側のことを考えており、元々ここはJEAC4111と品管規則の“用語の問題”から端を発していて、課題検討タスクの報告書にある、「誤解しやすい点について理解促進をする」ということが1つの目的となる。本質的には先程補足説明して頂いたような体系的な整理としての技術資料を作成するが、誤解しやすい所をどのように説明するかということである。規格には規制要求とか規制事項との関係が簡潔に書いてあるが、それも含めて規格の各条文が相互にどのように繋がっているのか、規格はこの様に読むものだ等の説明を付加する。また、追加21項目を中心にと書いているが、当然これだけではなく、民間規格として追加した要求事項や従来からの要求事項についても、技術的な説明を追加しておいた方が良ければ、それについても記載していくということで理解して頂きたいと考える。資料No.68(5)参考1は規格提案時の概要説明資料であるが、大きな改定内容が良く分かるものとなっている。資料No.68(5)参考3は技術継承資料であり、分科会で承認されている。中身は今後更新しないJEAG4121-2015の第二部を中心に現在でも引き継がれ使用出来る部分を集約したものとなっている。
- ・ 技術資料作成を、今後各担当で実施していくが、フォルダーを共有して情報が得られるようにした方が良くか考える。先ず全体チームで検討していくが、各委員からの意見を収集していくと良くか考える。
- ・ 課題検討タスク報告書にある「誤解しやすい点を明確にし、理解を確実にする」とは、品管規則の分かりにくいところを説明するという意味ではなく、JEAC4111の組み立て、考え方を正しく理解できるように説明するということである。この点は誤読しやすいので、この機会にあらためて認識していただきたい。
- ・ 技術資料はノウハウをとりまとめるものであり、優先的に公開した方がよいレベルで発行し、その後順次改定して充実させていくようにしたいと考えている。
- ・ 技術継承資料の扱いについては全体チームで検討することにする。
- ・ まとめ方や記載の程度など、意見は色々であるが、先ずは作業を進め、説明事項に応じて検討するような進め方とすることにする。

(6) 第64回品質保証分科会への報告事項（審議）

西田主査より第64回品質保証分科会への報告事項について説明があった。

資料No.68(4)1については一部を修正して分科会に上程及び資料No.68(4)2は参考として

上程することについて決議の結果、承認された。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 資料No.68(4)1については、一部を修正して分科会に上程及び資料No.68(4)2は参考として上程することについて決議を取りたいと考える。

○ 特に異論がなかったので、分科会規約第13条(検討会)第15項に基づき、Webの挙手機能により決議の結果、出席委員の5分の4以上の賛成で承認された。

(7) その他

- ・ 秋吉常時参加者より、JANSIを退職することにより検討会も退任となるとの挨拶があった。
- ・ 事務局より、至近の日程としては6月6日(木)午後に、品質保証分科会が開催される予定との周知があった。
- ・ 次回品質保証検討会開催については、技術資料作成作業を中心に活動をして頂くことから、別途開催日を連絡したいと考える。
- ・ 2024年度活動計画の最終版を送付して欲しい旨要求があった。第89回NUSCで承認されており、3月22日17:08に分科会関係者全員(検討会関係者を含む)に送信されているが、議事録(案)の配信と合わせて再送することとした。

以 上